

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人へ

# 4 ▶ 住宅ローン控除

**税** 源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除(経過措置)のほか、新たに平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅借入金所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の住民税から控除する制度が創設されました。

- 住民税からの住宅ローン控除の対象者
- ▶ 平成21年から平成25年までに入居の人
  - 次の①②のいずれか小さい額が住民税所得割から控除されます。
  - ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
  - ② 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額(上限97,500円)
  - ▶ 平成11年から平成18年までに入居した人
  - 地方税法改正により、確定申告書の添付書類や給与支払報告書(源泉徴収票)の摘要欄が整備され、平成21年度分として提出いただいた「平成〇年度分 市・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が、平成22年度分以降は原則不要となりました。

## ■ 住民税の住宅ローン控除の対象とならない主な場合

- 次のいずれかに該当する場合は対象となりません。
- ① 平成19年および平成20年に入居した
  - ② 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる
  - ③ 住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない
  - ④ 所得減少や他の控除により翌年度の住民税がかからない など

## ■ 手続き・確認事項について

- ▶ 平成21年に入居された人は、「入居初年分」として所得税の確定申告書を田川税務署(2月16日～3月15日)の間は「たがわ情報センター」へ提出してください。
- ▶ それ以外で、住民税からの住宅ローン控除の適用がある人については、原則「町・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。ただし、源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日などが記載されているかをご確認ください。
- ※ 記載が無い場合は、住民税からの控除を受けることができません。

# 5 ▶ 寄附金控除対象が拡充

**平** 成21年度の税制改正において、地方公共団体に対する寄附金控除制度が拡充されました。従前の地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)、共同募金会、赤十字社に加え、福岡県が条例で指定した法人、財団などが対象となります。



個人町県民税において、一定の限度まで所得税とあわせて控除されます。

- 新たに対象となった寄附金
- ① 指定寄附金(所得税法に基づき財務大臣が指定した寄附金)
  - ② 独立行政法人に対する寄附金
  - ③ 地方独立行政法人に対する寄附金
  - ④ 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金
  - ⑤ 公益社団・財団法人に対する寄附金(所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む)
  - ⑥ 学校法人に対する寄附金(学校の入学に関する寄附金は対象となりません)
  - ⑦ 社会福祉法人に対する寄附金

5千円以上の寄附が寄附金(ふるさと納税)控除の対象です!

- ⑧ 更生保護法人に対する寄附金
- ⑨ 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑩ 認定NPO法人に対する寄附金(当該法人が行う特定非営利活動にかかる事業に関連するものに限り、ただし、その寄附をした者に特別の利益がおよぶと認められるものを除く)

## ■ 寄附金控除の対象

5千円以上の寄附が控除の対象となります。ただし、控除額は個人町県民税の所得割の1割を限度とします。寄附金控除が受けられるのは総所得金額の3割までです。

## ■ 手続きの方法

- 平成21年中に寄附を行ったかたは、次の手続きが必要です。
- ① 確定申告をするかた
  - 確定申告書に寄附金の領収書を添付して田川税務署(2月16日～3月15日)の間は「たがわ情報センター」もしくは「福智町役場本庁」に提出してください。
  - ② 確定申告の必要がないかた
  - 町県民税の寄附金税額控除申告書の提出が必要となりますので、申告書に寄附金の領収書を添えて3月15日までに福智町役場税務課へ提出してください。

領収書を準備のうえ医療費明細書を提出してください!

# 2 ▶ 医療費控除の手続き

**平** 成21年1月～12月の本人と家族の医療費が10万円か、あるいは、所得の5%を超えた分(いずれか低い方の金額)については、医療費控除が受けられます(最高200万円まで)。申告時に医療費控除の手続きをしましょう。

- ▶ 手続きに必要な書類は次の2つです。
- ① 医療費明細書(広報紙2月号に折り込んでいます)
- ② 医療機関、薬局(医薬品のみ)等の領収書

## ■ 町県民税、国民健康保険税の申告をする人は

右の医療費明細書を申告書に添付して**2月16日 火～3月15日 水**までに役場本庁税務課に申告してください。

## ■ 所得税の確定申告をする人は

所得税の確定申告書と右の書類を一緒に田川税務署へ提出してください。

**2月16日 火～3月15日 水**の期間は、確定申告会場が田川税務署から**田川情報センター**(田川市番町2番1号)に変わります。確定申告会場は混雑することもあります。医療費控除等の還付申告は、確定申告期間以前でも受付可能です。なお**2月16日 火～3月15日 水**は、役場本庁でも医療費控除等の還付申告ができます。

※ 過去5年間なら、さかのぼって申告ができます。ただし、この間に一度、所得税の確定申告をしている場合は、更正の請求となるので、申告期限から1年以内に申告しなければなりません。

↓ こちらの書類が医療費明細書です。窓口は混雑が予想されますので、医療費明細書は事前にご記入ください。

平成21年分 医療費の明細書

この明細書は申告書と一緒に提出してください		住所 田川市番町2番1号 田川情報センター	
氏名		医療費の内訳	
医療を受けた人	性別	医療機関・薬局などの名称	支払った医療費
		診療内容、医薬品名など	①
			②
			③
合 計			④
領収書も一緒に提示してください。			税務署受領書

注1 「支払った医療費」欄は前年(前年度)に「1」欄分(1月～12月)の支払金額の合計額を記入してください。  
注2 後継者は納税者または世帯主として提出してください。

【控除額の計算】

支払った医療費 ①	-	そのうち保険金などで補てんされる金額 ②	=	差引負担額 ③
差引負担額 ③	-	10万円と所得金額の合計額の5%いずれか少ないほうの金額 (最高200万円) ④	=	医療費控除額



# 3 ▶ 障害者控除

「障害者に準ずる人」として控除を受けることができます!

**介** 護認定(おおむね要介護3～5)を受けている65歳以上の人で、身体や精神に障害があるが「身体障害者手帳」「療育手帳」「戦傷病者手帳」などの手帳の交付を受けておらず、町が定める基準に該当する人を対象に、申請に基づき、町が「障害者控除対象者認定書」を交付します。確定申告の時にこの認定書を提示すれば、町県民税や所得税が課税されている人は、障害者控除が受けられるようになります。



## ■ 対象年(年度)

平成21年分所得税、平成22年度町県民税  
※ 以降毎年提示が必要です

## ■ 申請・交付場所

福祉課介護保険係および各支所  
※ 申請の際は「介護保険証」「申請者の身分証明」「印鑑」が必要です。障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場福祉課 介護保険係 ☎ 22-7763まで。